

	届出項目	添付書類
介護 予 防 訪 問 介 護 相 当	同一建物減算	訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10） ※「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上）」）に該当する場合を除く
	口腔連携強化加算	口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11）
	介護職員等処遇改善加算	加算の算定については、別に「介護職員等処遇改善加算の届出」が必要です。 ※富士市ウェブサイト「介護職員等処遇改善加算等の届出について（総合事業）」の内容をご確認ください。
	割引	介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について （別紙51）
介護 予 防 通 所 介 護 相 当	栄養アセスメント・栄養改善体制	・勤務表（通所型）（標準様式1）又はこれに準ずる書面 ・管理栄養士の資格証の写し
	口腔機能向上加算	・勤務表（通所型）（標準様式1）又はこれに準ずる書面 ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-7） ・職員の割合を算出した内容が確認できる書類（勤務形態一覧表 ※原則前年4月から2月までの11か月分） ・介護福祉士の資格証の写し ・勤続年数により算定する場合は職員の勤務年数を確認できる書類
	介護職員等処遇改善加算	加算の算定については、別に「介護職員等処遇改善加算の届出」が必要です。 ※富士市ウェブサイト「介護職員等処遇改善加算等の届出について（総合事業）」の内容をご確認ください。
	割引	介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について （別紙51）